

(仮訳)  
2009年1月

## バーゼルにおけるマーケット・リスクの枠組みに対する改訂

2007年半ばに始まった金融危機以来、損失の多くやレバレッジの積上りの大半はトレーディング勘定において発生した。重要な要因となったのは、1996年のバーゼルの改訂に基づく現行のマーケット・リスク規制の枠組みが、幾つかの重要なリスクを捕捉していなかったことである。これを踏まえ、バーゼル委は、バリュー・アット・リスク (VaR) に基づく現行のトレーディング勘定の枠組みを、証券化商品以外のクレジット関連商品に対して、デフォルト・リスクや格付遷移リスクを含む追加的リスクに係る自己資本賦課 (IRC) により補完することを提案する。証券化商品については、銀行勘定の自己資本賦課方式を適用する。実施されれば、IRC は、銀行勘定とトレーディング勘定との間の規制裁定行為へのインセンティブを減少させるであろう。

これに加え、追加的な提案として、ストレスのかかった VaR の導入がある。今般の金融危機における銀行のトレーディング勘定の損失は、「第1の柱」のマーケット・リスク規制で求められる最低所要自己資本を大幅に上回っている。このため、バーゼル委は、直近の1年間を観測期間とした VaR に加え、重大な損失に関連する1年間の観測期間を勘案したストレスのかかった VaR の算出を銀行に求めることを提案する。この追加的な要件は、マーケット・リスクに対する最低所要自己資本のプロシクリカリティを低下させる一助となるであろう。

また、バーゼル委は、流動性が高く、分散されているポートフォリオに適用されている、株式に係る個別リスクに対する自己資本賦課を4%とする優先的な取扱いの廃止を提案する。その結果、全ての場合において、株式の個別リスクには8%の自己資本が賦課されることになる。

上記で提案されている変更に加え、バーゼル委は、トレーディング業務に関するリスクベースの自己資本の枠組みの、より長期的で、基礎的な検討を開始する予定である。